

## 2020 物流 T D M 実行協議会設置要綱

制定 2020 年 1 月 14 日

(名 称)

第 1 条 本会は、2020 物流 T D M 実行協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置目的)

第 2 条 東京圏の中小企業等を対象に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に向けた交通需要マネジメント（以下「TDM」という。）の取組の必要性を周知し、理解と実行を促すため、東京圏の中小企業等の抱える懸念事項の解決を支援する「2020 物流 T D M 実行協議会」事業の推進を目的とする。

(業務内容)

第 3 条 本協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 「2020 物流 T D M 実行協議会」事業の企画に関すること。
- (2) 「2020 物流 T D M 実行協議会」事業の広報に関すること。
- (3) 「2020 物流 T D M 実行協議会」事業の実施に関すること。
- (4) その他、本協議会の運営に必要なこと。

(構 成)

第 4 条 本協議会の委員は、学識経験者、東京都、農林水産省、経済産業省、国土交通省、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、並びに協議会の趣旨に賛同した団体及び関係者をもって構成する。

(組 織)

第 5 条 本協議会の委員は別表 1 に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。但し、会長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(役 員)

第 6 条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
  - (2) 監事 2 名
- 2 会長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 監事は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。

- 2 会長に事故等があるときは、会長代行を互選し、職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の経理及び業務執行の状況を監査し、必要に応じ、協議会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、第14条の規定により協議会が解散するまでとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第9条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。ただし、委員の要請があった場合には、その都度開催する。

- 2 委員は会議に出席し、事業実施に必要な計画の審議等を行う。
- 3 本協議会は、委員の過半数の出席が無ければ会議を開会することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。
- 4 本協議会に関する重要事項は、会議で協議し、出席委員の過半数の同意の上決定する。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、書面により可否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係又は専門的知識を有する者等を協議会に出席させ、その意見を徴することができる。
- 7 会議は原則公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（本協議会の資料の内容のほか、本協議会における議事内容等を含む。）について、その秘密を保持しなければならない。協議会から事前に書面による承諾を保持しなければならない。第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(事務局)

第11条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名及び事務局次長2名を置き、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、事務局業務を管理する。

なお、委員又は監事と事務局長の兼任はこれを妨げない。

(所在地)

第12条 本協議会の事務所は、東京都新宿区西新宿二丁目8番1号に置く。

(謝金の支払い)

第13条 事務局は、学識経験者である委員及び第9条第6項に定める者であって本協議会に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、オリンピック・パラリンピック準備局各種委員会等委員謝礼基準に準じて支払う。

なお、その他の委員への報酬及び委員への旅費は支給しないものとする。

(解散)

第14条 本協議会は、その存続の必要がなくなったと認められる場合、令和3年12月末日を目途に会長の決定により解散する。

(経費)

第15条 本協議会の事業遂行に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 運営経費の取扱いに関しては、別途定めるものとする。

(事務規定等)

第16条 本協議会に関わる事務取扱規程は別途定めるものとする。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補足)

第18条 本要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、2020年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。